

第33回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月29日(水)午後2時00分から午後3時27分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(20名)

会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	22番	松本	誠

4 欠席委員	16番	多田	篤
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	24番	谷内	雅貴

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第2号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
 - 第3号 令和5年度農業委員会予算について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について

- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 第8号 幕別町農業委員会会長等交際費の支出状況の公表に関する要綱の一部改正について
- 第9号 令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について
- 第10号 第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について
- 第11号 幕別町人・農地プラン検討会委員の推薦について
- 第12号 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 川瀬 康彦
 農地振興係長 菅原美栄子
 忠類支局農地振興係長 広田 瑞恵
 農地振興係主査 高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第33回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、会長が欠席しておりますので、議長につきましては、職務代理者である私の方で務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に15番高橋委員、17番黒田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、16番多田委員、20番佐久間委員、21番湯佐委員、24番谷内会長より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、XXXXXXXXXXほか、計9法人から提出がありましたので報告いたします。</p> <p>書類等完備されておりましたので、受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p>

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第2号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告いたします。 案件は、議案書1ページの1件でございます。 今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「令和5年度農業委員会予算について」を議題といたします。 事務局から報告第3号の説明をいたします。
事務局	報告第3号、令和5年度農業委員会予算について、令和5年度農業委員会予算について、下記のとおり決定したので報告いたします。 令和5年度の農業委員会費を含む一般会計予算につきましては、今月開催されました第1回町議会定例会において議決されたところでございます。 その中の農業委員会予算の歳出でございますが、11節役務費、13節使用料及び賃借料を新たに計上し、1,889万4,000円で、前年と比較いたしまして、108万2,000円の増額となっております。 議案書2ページにあります表の右側、農業委員会運営事業と記載しております説明欄の下段に記載しております、令和5年度予算に新たに計上いたしました11節役務費および13節使用料及び賃借料につきましては、国の進める農地の集積化・集約化の加速化の実現に向け、幕別町人・農地プランの改定に際し、国が作成したデータシステムに、本町の農地の所有者ごとの農地情報を入力することが必要でありますことから、今年度、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業によりタブレット端末1台を導入したことによるランニングコストであり、11節役務費につきましては、専用回線料、13節使用料及び賃借料につきましては、モバイルデバイス管理システム利用料となっております。 このほか、詳細につきましては、記載のとおりとなっております。 以上で報告を終わります。

議長

報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から37番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から37番について、議案書をもとに朗読】

1番から28番および31番から32番の案件は借換えのため、29番から30番および33番から36番の案件は利用調整のため、37番の案件は返還のため解約するものです。

農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りします。

議案第1号1番から37番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から37番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議案第2号1番から3番について、事務局から説明いたします。

事務局

議案第2号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、農家住宅建設等を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から3番について、異論ないものとするので異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から3番は、異論ないものと回答することに決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議案第3号1番から4番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(1番 棚委員退席)

議長

それでは、議案第3号1番から4番について、事務局から説明いたします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書1ページから2ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

(1番 棚委員着席)

議長 次に、議案第3号5番から8番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号5番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページから4ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号9番から36番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号9番から36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページから18ページのとおり、基盤

法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号9番から36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号9番から36番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号37番から42番について、事務局から説明いたします。

事務局

【議案第3号37番から42番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書19ページから21ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。37番から40番の案件は、前耕作者の後継者への借換え、41番から42番の案件は、更新であります。いずれの借主も意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号37番から42番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号37番から42番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号43番から46番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号43番から46番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書22ページから23ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号43番から46番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号43番から46番は原案のとおりに決定いたしました。

議長 次に、議案第3号47番から58番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号47番から58番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書24ページから29ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。これらの案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号47番から58番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号47番から58番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号59番について、事務局から説明いたします。

事務局

【議案第3号59番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書30ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、令和4年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号59番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号59番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号60番について、事務局から説明いたします。

事務局

【議案第3号60番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書30ページ下段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番

6番説明いたします。この案件は、令和4年12月に町公社が利用調整を行っ

たものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号60番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号60番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号61番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号61番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書31ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今年2月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号61番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号61番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明いたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号2番について、事務局から説明いたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番、4番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第4号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は、今月17日に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号5番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、田村委員、事務局

とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号6番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号7番、8番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第4号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書7ページから8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、今日17日に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号9番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第4号9番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。この案件は本来、地区担当は多田委員ですが、本日、都合により総会を欠席されましたので、私の方から説明いたします。本件につきましては、親子間の生前贈与であることから、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。

なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、育成牛舎建設等を目的とする転用です。

農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号2番について、事務局から説明いたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、格納庫建設等を目的とする転用です。

農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設等を目的とする転用です。

農地区分は第1種農地であり、原則不許可でございますが、本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添審査表5ページから6ページに記載されているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、令和4年12月に中村委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。
議案第6号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第7号「幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

議案第7号について、事務局から説明いたします。

事務局長

議案第7号、幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

皆様のお手元に、議案第7号別紙1および議案第7号別紙2とお示ししております参考資料をお配りしておりますので、ご用意をお願いいたします。

はじめに、議案の下段に参考とあります、改正後の農業委員会法をご覧ください。令和5年4月1日に施行されるものでございます。

抜粋いたしました条文、第7条であります。第1項につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないと改められており、努力義務から必須へと変わります。すべての農業委員会において定めなければならないものとなりました。

さらに、今回の法改正では第3号が追加され、目標の達成状況の評価方法についても指針に織り込まなければならなくなったところであります。

また、北海道および北海道農業会議からは、当該指針策定済みの農業委員会においては、これらの規定に伴う改正を踏まえ、適正に修正するよう通知があったところであり、本農業委員会においてもこれに準ずるものとし、令和2年6月29日に定めました既存の指針について、本日、修正を行おうとするものであります。

次に、議案第7号別紙2をご覧ください。指針の新旧対照表でございます。

はじめに、先ほどご説明いたしました。法の改正後、法第7条第1項第3号として、目標の達成状況の評価方法が追加されたことを受けまして、新しい指針に記載をしなければならなくなりました。

ついては、1ページ中段、第1基本的な考え方の中に、また、同ページ下段、第2具体的な目標のタイトルに当該文言を追加するとともに、1「遊休農地の発生防止・解消について」、3ページの2「担い手への農地利用の集積・集約化について」、4ページの3「新規参入の促進について」の各々に、新たに項目立てをしたところであります。

2ページにお戻りください。

次に、(1)遊休農地の解消目標であります。北海道等からの通知に基づき、現行の指針にある左の表を、右の表に改めたところであります。目標数値については、現状を鑑みて推定しております。

現状の時点は令和5年3月末とし、目標を3年後の目標に改め、また、10年後の目標を追加したところであります。3ページおよび4ページの表も同様に修正しているものであります。

最後に、5ページであります。北海道等からの通知に基づき、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画の目標を達成する役割について、記載するものとされたところであります。本町においても追加記載するものであります。

なお、議案第7号別紙1であります。修正等を溶け込ませた指針案であり、改めた日付につきましては、本日、総会でご決定いただければ、令和5年3月29日と記載させていただきたいところであります。

以上で説明を終わります。

議長

提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第8号「幕別町農業委員会会長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。
議案第8号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

議案第8号、幕別町農業委員会会長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の一部を、次のとおり改正したいので審議を求めます。

なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

皆様のお手元に、議案第8号別紙1ならびに議案第8号別紙2とお示ししております参考資料をお配りしておりますので、ご用意をお願いいたします。

今回の改正でございますが、令和5年4月1日から実施される個人情報保護法制一元化に伴いまして、地方公共団体の個人情報保護制度については、現在の個人情報保護条例による運用から新たな個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールに基づく運用へと移行されることを受けまして、本要綱の支出状況の公表における関係条文について一部改正を行うものであります。

はじめに、議案第8号別紙2をご覧ください。この度の一部改正に伴います新旧対照表であります。

左の表は現行のものを、右の表は改正後のものを記載しております。

なお、この対照表は、改正に伴う関係条文を記載するとともに、改めるところを下線にてお示ししております。

すなわち、左の表にあります、本要綱第5条第4項における公表の根拠法令となっており幕別町個人情報保護条例(平成11年条例第32号)を、右の表にありますように、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に改めるものであります。

次に、議案第8号別紙1をご覧ください。改正条文を溶け込ませた要綱(案)でございます。

裏面の附則をご覧ください。

附則の2つ目に「この要綱は、令和5年4月1日から施行する。」と記させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第9号「令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

議案第9号について、事務局から説明いたします。

事務局

議案第9号、令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

お手元の議案第9号別紙「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」をご覧ください。

1ページには、農業委員会の状況につきまして、各種統計で示されました情報を掲載しております。

2ページをお開きください。

最適化活動の目標、1.最適化活動の成果目標としまして、(1)農地の集積、中段になりますが、(2)遊休農地の解消、3ページ上段になりますが、(3)新規参入の促進と3項目の記載がございます。

(1)農地の集積につきましては、①現状及び課題の表にありますとおり、現状の集積率が94.9%となっておりますため、その下の表になりますが、②目標としまして、集積率95%を目標とする設定としております。

また、令和5年度の新規集積面積につきましては、令和4年度の新規集積面積から令和3年度の新規集積面積を差し引いた63haと設定いたしました。

(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進につきましては、それぞれ記載のとおり目標を設定しております。

3ページ中段以降は、最適化活動の活動目標としまして、記載のとおり設定しております。

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、前年度の実績を踏まえまして、月5日を目標と設定したところです。

こちらの最適化活動の目標の設定等につきましては、本日、ご審議をいただいた後、北海道農業会議に内容を通知し、確認を受けた後、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、ホームページ上で公表を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第9号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第10号「第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。

議案第10号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

議案第10号、第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について、次のとおり見直したいので審議を求めます。

なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

皆様のお手元にお配りいたしました、議案第10号別紙1および議案第10号別紙2とお示ししております参考資料をご用意ください。

はじめに、議案第10号別紙2をご覧ください。この度の一部の見直しに伴う新旧対照表であります。

左の表は現行のものを、右の表は見直し後のものを記載しております。

また、この表は、見直しに係る該当部分を記載するとともに、見直し条文を下線にてお示ししております。

本日は、I.活動方針について、一部見直しをしております。

はじめに、中段の条文であります。現下の厳しい農業情勢等について、具体的に記載をしたところであります。

次に、下段となりますが、幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に伴い、本活動方針において今まで記載のなかった、「新規参入の促進」という文言を追加記載するものであります。

なお、これら見直し条文を溶け込ませたものが、議案第10号別紙1の「第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画（案）」であります。

委員の皆様には、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

また、3ページの裏となりますが、令和5年度の事業計画（案）をお示ししておりますので、後ほどご確認くださいませようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第11号「幕別町人・農地プラン検討会委員の推薦について」を議題といたします。

議案第11号について、事務局から説明をいたします。

事務局長 幕別町から幕別町人・農地プラン検討会委員の推薦依頼があったので、次のとおり推薦をいたします。

任期満了に伴いまして、今年30日から令和7年3月19日までの任期中で町長より委嘱されます、幕別町人・農地プラン検討会の委員につきまして、町より推薦の依頼がありましたので、選任をお願いするものでございます。

慣例では、会長職務代理者が委員となっております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第11号については、事務局説明のとおり、会長職務代理者である私を、人・農地プラン検討会の委員として推薦することで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第12号「推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。

議案第12号について、事務局から説明いたします。

事務局 議案第12号、推進委員等の最適化活動の点検・評価について、推進委員等の最適化活動の点検・評価について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

なお、推進委員等とありますのは、通知に基づくものでございます。本町では推進委員はいないため、農業委員となります。

議案書下段、参考をご覧ください。

農業委員会による最適化活動の推進等についてとあります、抜粋でございますが、農林水産省経営局長通知を記載しております。

この通知では、②の推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施、アとして、「各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。」とあります。

また、イとして、「農業委員会は、各推進委員等から提出された点検・評価の結果を、5月末までに総会(法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。)において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知する。」とされております。

さらに、43ページ上段になりますが、農林水産省経営局農地政策課長通知では、②の農業委員会による点検・評価等にありますように、「アとして、各農業委員会が局長通知に伴う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、全体としての評語の欄に、aからdに掲げる評語を記入した上で、総会等（法第16条第1項に規定する部会を含む。）において出された意見も記入するものとする。」とされております。

つきましては、本農業委員会では今後、これら通知に準じた点検・評価を実施するとともに、評価を行う場合は、農政部会での対応にしようとするものでございます。

なお、点検・評価に伴う様式につきましては、本日、皆様のお手元にお配りしております、議案第12号説明資料とあります参考資料を予定しておりますが、今後、国からの通知等に鑑みながら整えた上で、改めて皆様にお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第12号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第33回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。